

受動喫煙防止対策 施設管理者向け標識掲示チラシ

このチラシは、事務所・飲食店・ホテルなど2人以上の者が利用する施設における屋内の喫煙環境整備についてご案内する資料です。

※保育所や学校、医療機関、児童関連施設など受動喫煙による健康影響が大きい子供や患者などが主として利用する施設は、屋内に喫煙をすることができる場所を設けることができないため、このチラシの対象外となります。これらの施設に関するご質問は、裏面の相談窓口までお寄せください。

《 あなたの施設に必要な対策は？ 》

あなたの施設は飲食店・喫茶店ですか（飲食店営業許可を取得し、設備を設けて客に飲食させる営業が行われていますか）？

はい

あなたの施設は以下の4要件をすべて満たしていますか？

- ① 2020年4月1日現在既に営業している
- ② 客席面積 100㎡以下
- ③ 個人または中小企業（資本金5千万円以下）が経営している
- ④ 従業員を雇用していない

はい

A
従業員がいない
飲食店
(既存の小規模店)

いいえ

以下の3要件をすべて満たしていますか？

- ① たばこの対面販売をしている
- ② 施設内で喫煙場所の提供を主たる目的としている
- ③ 「通常主食と認められる食事」*を主として提供していない
(*例えば、米飯類、菓子パンを除くパン類、麺類など)

はい

D
たばこ販売店

いいえ

E
その他施設
(ホテル、事務所など)

いいえ

たばこの対面販売を主として行っていますか？

はい

C
喫煙を主たる目的とする
バー・スナック等

いいえ

B
飲食店
(A、C以外)

原則

技術的基準を満たした喫煙室を設置した場合は、喫煙室の出入口に、その喫煙室の種類と20歳未満立ち入り禁止を示す標識を掲示するとともに、施設の主な出入口に、喫煙室を設置していることを示す標識を掲示します。店舗全体を喫煙可とする飲食店（上記AまたはCで可能）とたばこ販売店（上記Dで可能）については、店舗の主な出入口に全面喫煙可であることを示す標識を掲示します。

A 飲食店(既存の小規模店)における掲示

- ① 全面禁煙にする場合
：店舗の出入口に禁煙標識を掲示する義務があります。
- ② 客席とは別に、喫煙するためだけの部屋（飲食等不可）を設置する場合（＝喫煙専用室の設置）
：喫煙室の出入口に喫煙専用室標識、店舗の出入口に喫煙するためだけの部屋が店内にあることを示す標識を掲示する義務があります。
- ③ 客席の一部を加熱式たばこのみ喫煙可にする場合（＝加熱式たばこ専用喫煙室の設置）
：喫煙室の出入口に加熱式たばこ専用喫煙室標識、店舗の出入口に加熱式たばこのみ喫煙可能な客席があることを示す標識を掲示する義務があります。
- ④ 客席の一部を喫煙可にする場合（＝喫煙可能室の設置）
：喫煙室の出入口に喫煙可能室標識、店舗の出入口に喫煙可能な客席があることを示す標識を掲示する義務があります。
- ⑤ 屋内全部を喫煙可にする場合（＝喫煙可能店）
：店舗の出入口に全面喫煙可であることを示す標識を掲示する義務があります。

B 飲食店(A、C以外)における掲示

- ①全面禁煙にする場合
：店舗の出入口に禁煙標識を掲示する義務があります。
- ②客席とは別に、喫煙するためだけの部屋（飲食等不可）を設置する場合（＝喫煙専用室の設置）
：喫煙専用室の出入口に喫煙専用室標識、店舗の出入口に喫煙するためだけの部屋が店内にあることを示す標識を掲示する義務があります。
- ③客席の一部を加熱式たばこのみ喫煙可にする場合（＝加熱式たばこ専用喫煙室の設置）
：喫煙室の出入口に加熱式たばこ専用喫煙室標識、店舗の出入口に加熱式たばこのみ喫煙可能な客席があることを示す標識を掲示する義務があります。

C 喫煙を主たる目的とするバー・スナック等における掲示

- ①客席の一部を喫煙可にする場合（＝喫煙目的室の設置）
：喫煙室の出入口に喫煙目的室標識、店舗の出入口に喫煙可能な客席があることを示す標識を掲示する義務があります。
- ②屋内全部を喫煙可にする場合（＝喫煙目的店）
：店舗の出入口に全面喫煙可であることを示す標識を掲示する義務があります。

D たばこ販売店における掲示

- ①屋内の一部を喫煙可にする場合（＝喫煙目的室の設置）
：喫煙室の出入口に喫煙目的室標識、店舗の出入口に喫煙可能な部屋があることを示す標識を掲示する義務があります。
- ②屋内全部を喫煙可にする場合（＝喫煙目的店）
：店舗の出入口に全面喫煙可であることを示す標識を掲示する義務があります。

E その他施設における掲示

- ①全面禁煙にする場合
：標識の掲示義務はありません。
- ②施設の一部に喫煙するためだけの部屋（飲食等不可）を設置する場合（＝喫煙専用室の設置）
：喫煙室の出入口に喫煙専用室標識、施設の出入口に喫煙するためだけの部屋が施設内にあることを示す標識を掲示する義務があります。
- ③施設の一部を加熱式たばこのみ喫煙可にする場合（＝加熱式たばこ専用喫煙室の設置）
：喫煙室の出入口に加熱式たばこ専用喫煙室標識、施設の出入口に加熱式たばこのみ喫煙可能な部屋があることを示す標識を掲示する義務があります。

受動喫煙防止対策相談窓口等

東京都では、受動喫煙防止対策に関する都民や事業者の方々のお問合せに対応するため、相談窓口を開設しています。このチラシを読んでわからないことがあった場合も、お気軽にお問い合わせください。

受動喫煙防止対策に関する
ご相談・お問合せはこちらまで

も く も く ぜ ろ
0570-069690

月～金（祝日・年末年始除く） 9時～17時45分
※相談料は無料ですが、別途通話料がかかります。

また、東京都福祉保健局ホームページ「とうきょう健康ステーション」では、AIチャットボットサービスによるお問合せへの自動応答サービスを行っております（24時間365日対応）。あわせてご活用ください。

<喫煙専用室等設置に関する専門アドバイザーによる相談事業>

東京都では、2020年4月の法律・条例の全面施行に向け、喫煙専用室等を設置しようとする施設に対し、個別の課題に応じた専門アドバイザーによる無料相談を行っています。ぜひご利用ください。

- ・対象 東京都内に所在する施設（例：事務所（職場）、飲食店、宿泊施設など）
- ・相談事例 「喫煙専用室の設置に当たって必要な要件を知りたい」
「既存の喫煙場所が喫煙専用室の要件に適合するか調べたい」 など

～無料相談の申込は、上記相談窓口（0570-069690）までご連絡ください。～